

■平成31年度放課後児童クラブ入会案内

入会を希望する保護者は、提出書類をそろえて期間内にお申し込みください。

申込書等	11月12日(月)から 本庁舎こども育成課・各庁舎地域振興課 (現在入会中の方は各児童クラブ)で配付
対象児童	保護者の就労などにより、放課後家庭が留守になる小学生 ※保護者には父母・養育者のほか、同居または同一敷地内に居住する祖父母も含まれます。
提出書類	①児童クラブ入会申込書 ②放課後留守家庭となることを証明する書類(保護者全員分)
受付期間	11月26日(月)~12月14日(金)
受付場所	本庁舎こども育成課・各庁舎地域振興課
入会承諾	平成31年2月中旬までにお知らせします。

▷注意事項

- ※申込順で入会を承諾するものではありません。
- ※基準に基づき入会を決定し、定員数を超える場合は、入会を保留することがあります。
- ※長期休暇のみなど、任意期間の申し込みも可能ですが、通年入会希望者が優先となります。

《放課後児童クラブ》

開所時間	▷登校日 放課後~最長午後7時 ▷休校日 午前7時30分~最長午後7時
休業日	日曜日・祝日・年末年始
利用料	月額3,000円(減免規定があります)

☎本庁舎こども育成課 内2737/各庁舎地域振興課 表郷☎2114 大信☎2114 東☎2113

■子育て支援を進める県民運動

県では、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」、11月19日を「いい育児の日」としています。

子どもを生き育てることや、地域で子育てを支えることの大切さを改めて考えたり、子どもや家族と過ごす時間を増やしたりして、きずなを深めましょう。



■11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待かもしれないと思ったら、すぐに連絡してください。連絡は匿名で行うことも可能で、秘密は厳守します。



▲オレンジリボンは、児童虐待防止運動のシンボルです。

《連絡先》

◇児童相談所(全国共通3桁ダイヤル)



※お住まいの地域の児童相談所につながります。

◇本庁舎こども支援課 内2734

◇家庭児童相談室☎21150

◇県中児童相談所白河相談室☎25648

《児童虐待とは?》

- 身体的虐待
殴る・蹴る・叩く・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせる など
- 性的虐待
子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト
家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待
言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

《こんなサインを見落としていませんか?》

- 子ども
 - ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
 - ・不自然な傷や打撲のあとがある
 - ・衣類や体がいつも汚れている
 - ・落ち着きがなく乱暴である
 - ・表情が乏しい、活気がない
 - ・夜遅くまで一人で遊んでいる
- 保護者
 - ・地域などと交流が少なく孤立している
 - ・小さい子どもを家においたまま外出している
 - ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
 - ・子どものけがについて不自然な説明をする



《あなたの1本の電話で救われる子どもがいます》

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所または本庁舎こども支援課へお気軽にご相談ください。